

水 第 2996 号
令 和 8 年 3 月 6 日

神奈川県漁業調整委員会会長 殿

神奈川県知事 黒岩祐治



するめいか及びぶりに関する令和 8 管理年度における神奈川県知事
管理漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法第 16 条第 1 項の規定により知事管理漁獲可能量を別紙の
とおり定めたいので、同条第 2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。



するめいかに関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和8年4月1日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 するめいか

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県するめいか漁業	現行水準

ぶりに関する令和8管理年度（令和8年7月1日から令和9年6月30日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和8年7月1日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 ぶり

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
試行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県ぶり漁業	試行水準

神奈川県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群及びぶりに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群及びぶりに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) 令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目安数量 (トン)
すけとうだら太平洋系群			
すけとうだら日本海北部系群			
すけとうだらオホーツク海南部			
すけとうだら根室海峡			
するめいか	現行水準	0.16%	109
かたくちいわし瀬戸内海系群			
ぶり	試行水準	—	